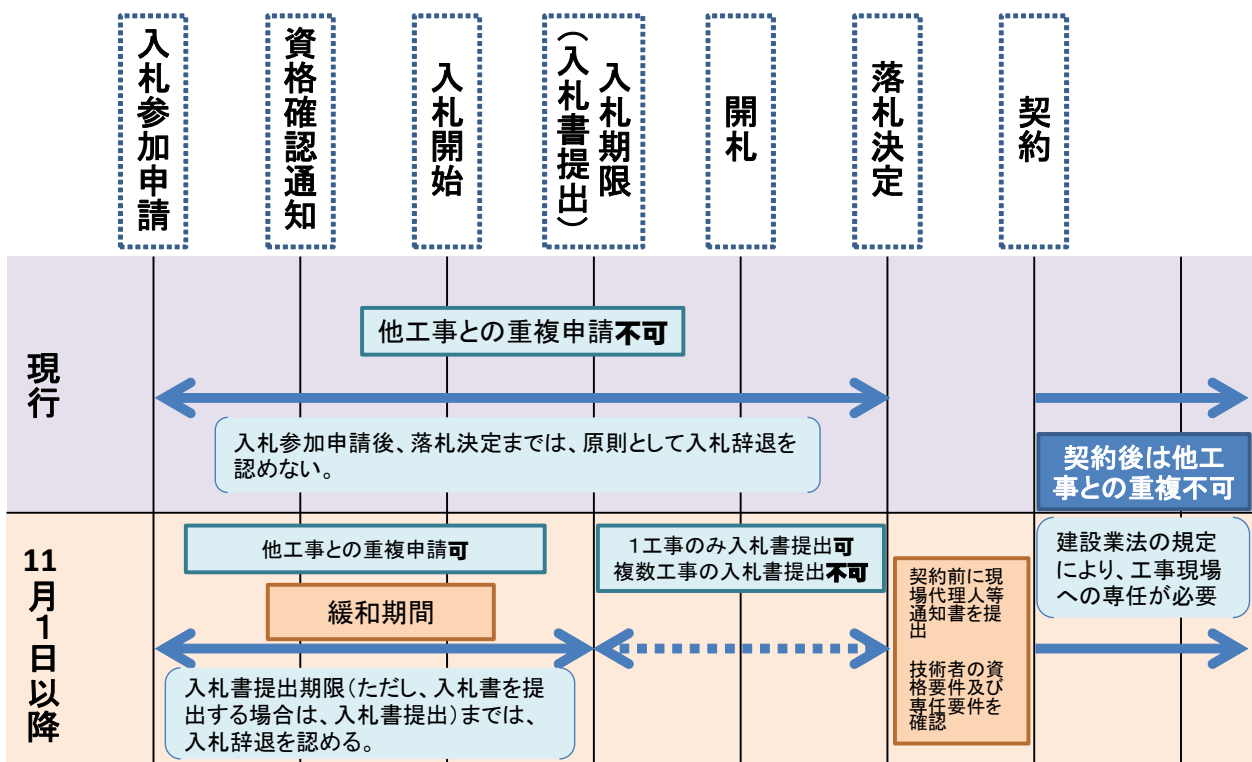


技術者の専任を要する工事における 入札への参加制限の緩和について

京都府発注工事では、これまで、技術者の専任が必要となる2,500万円以上の工事では、入札参加申請から落札決定までの間、同一1名の配置予定技術者では複数工事の入札に重複申請できないこととしておりましたが、最近の技術者不足を踏まえ、同一1名の配置予定技術者で複数の工事の入札に参加申請できるよう入札書提出まではどの時点でも入札を辞退できるように変更します。入札の参加制限を緩和することにより、入札参加を促し公正な競争性の確保を図ります。



【重複申請する際の留意点】

- ・ 入札書提出まではどの時点でも入札を辞退できますが、入札書提出後は、従来どおり、入札を辞退することはできません。入札書提出から落札決定までの期間が重複する複数の工事に重複申請する場合、入札書を提出する工事以外の工事については、必ず入札書提出前に電子入札システムにより、入札を辞退して下さい。
- ・ 誤って複数の工事を同一1名の配置予定技術者で落札した場合、建設業法の規定により、契約を締結できません。また、配置技術者の変更は一切認められません。
- ・ 落札決定後、契約前に現場代理人等通知書を提出いただき、配置技術者の資格等を確認します。この時点で、配置技術者の他工事との重複や資格がないことが判明した場合、契約を締結せず、違約金の徴収や指名停止等の措置を行うことがありますので、十分御留意下さい。